

# 学童保育利用料軽減事業の実施について

徳島市では、保育所から小学校への切れ目のない支援により、子育て支援の充実を図ることを目的として、保育所等の保育料が無料となっている世帯の児童を対象に、学童保育クラブの利用料を軽減（無料化）します。

## <① 軽減対象となる児童>

- 裏面記載の学童保育クラブを利用しており、下記(1)~(5)のいずれかに該当する児童。
- (1) 世帯の市民税所得割課税額の合算額が169,000円未満の世帯の第3子以降の児童
  - (2) 生活保護世帯の児童
  - (3) 市民税非課税世帯であって、ひとり親家庭世帯又は在宅障がい者（児）のいる世帯又は準要保護世帯に該当する世帯の児童
  - (4) 市民税非課税世帯の第2子以降の児童
  - (5) 世帯の市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満のひとり親家庭の世帯の第2子以降の児童

※ 市民税所得割課税額は、本年4月1日時点で確認可能な直近年度である「令和元年度市民税額(平成30年中の収入に基づく)」により、算出します。



## <② 軽減対象となる利用料>

令和2年度中に学童保育クラブに支払った利用料

※ おやつ代、実費徴収分や入所金、延長保育料等は除きます。

## <③ 軽減内容>

上記①に該当する児童について、上記②の利用料を無料化します。

## <④ 申請の方法>

各学童保育クラブに申請書を配付しますので、該当すると思われる世帯の方は、申請書に必要事項を御記入の上、下記提出期限までに市へ提出してください。

※ 添付書類：口座確認書類（新規の方のみ）、令和元年度住民税所得課税証明書（平成31年1月2日以降に本市に転入された方のみ）

※ 審査結果により、上記書類のほかに提出を求める場合があります。

## <⑤ 申請書の提出期限>

令和2年11月30日（月）（必ず期限までに提出してください。）

※ 途中入所の方、あるいは世帯状況等が変更となった方以外は、上記提出期限を厳守してください。



## <⑥ 申請書の送付先・問い合わせ先>

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地

徳島市 保健福祉部子育て支援課 子ども育成係 (TEL : 088-621-5192)

## <令和2年度 徳島市学童保育クラブ 一覧表>

No	学童保育クラブ名称	No	学童保育クラブ名称
1	内町学童保育クラブ	24	八万第1学童保育所竹の子クラブ
2	内町第2学童保育クラブ	25	八万第2学童保育所竹の子クラブ
3	佐古学童保育クラブあすなる	26	八万南学童保育クラブ
4	佐古学童保育クラブみらい	27	八万南第二学童保育クラブ
5	佐古学童保育クラブつばさ	28	千松学童保育クラブ
6	富田学童保育クラブ	29	第2千松学童保育クラブ
7	福島子どもクラブ	30	大松学童保育クラブ
8	渭東第一学童保育所	31	論田学童保育クラブ
9	城東こどもクラブ	32	あさがお学童保育クラブ
10	助任第一学童保育クラブ	33	方上学童保育クラブ
11	助任第二学童保育クラブ	34	しぶの学童保育クラブ
12	助任第三学童保育クラブ	35	上八万学童保育クラブ
13	津田みどり第一学童保育クラブ	36	入田学童保育クラブ
14	津田みどり第二学童保育クラブ	37	川内北学童保育スマイルクラブ
15	昭和地区児童育成クラブ	38	川内北学童保育ドリームクラブ
16	昭和地区第2児童育成クラブ	39	川内北第二学童保育クラブ
17	沖洲学童保育ひまわりクラブ	40	川内南学童保育クラブ
18	沖洲第2学童保育ひまわりクラブ	41	応神学童保育スマイルクラブ
19	加茂名小学校 PTA 学童保育会第1クラブ	42	第一国府学童保育クラブ
20	加茂名小学校 PTA 学童保育会第2クラブ	43	第二国府学童保育クラブ (休止中)
21	加茂名南学童保育会わんぱくクラブ	44	第三国府学童保育クラブ
22	加茂名南学童保育会第2わんぱくクラブ	45	国府なかよし学童クラブ
23	桃の実学童クラブ	46	北井上学童保育クラブ
		47	南井上学童保育クラブ